

国外修理に関する考え方(30.10.25改正)

1 パターン1: 以下の条件を全て満たすこと

- ①原製造業者又は、原製造業者が指定する修理会社が実施すること
- ②FAA又は同等の政府機関から修理認定を取得した修理工場であること
- ③原製造業者及び原製造業者が指定する修理会社が保有する製作図面等及び関連技術資料を入手できること(原製造業者から最新のものを取得可能であり、レター等でそのことを証明できること)

2 パターン2: 以下の条件を全て満たすこと

- ①修理実績のある修理会社により実施すること
- ②FAA又は同等の政府機関から修理認定を取得した修理工場であること
- ③原製造業者が保有する製作図面等及び関連技術資料を入手できること(原製造業者から最新のものを取得可能であり、技術資料の写し等でそのことを証明できること)

*原製造業者:

ア 部品を設計・製造した製造業者

イ 部品を設計・製造した製造業者から技術資料、工業所有権等が移管された製造業者

ウ 部品を設計・製造した製造業者から技術資料、工業所有権等が移管された外国機関

海外修理の条件に関する概念図

